

令和4年度 第1回富山県私立学校審議会

日 時：令和4年7月21日（木）

10：00～11：30

場 所：富山県民会館 704号室

次 第

- 1 会長選出
- 2 会長代理指定
- 3 諮問事項
 - (1) 私立高等学校等の収容定員に係る学則変更の認可について
 - (2) 北陸自動車学校の設置者の変更の認可について
 - (3) 富山大原簿記公務員医療専門学校の目的の変更の認可について
 - (4) 富山中部自動車学校の設置者の変更の認可について（継続審議）
- 4 意見を求める事項
 - (1) 富山県私立学校審議会運営内規(案)について（継続審議）
- 5 報告事項
- 6 その他

【配付資料】

- 資料 No. 1 私立高等学校等の収容定員に係る学則の変更等の認可について（諮問）
- 資料 No. 2 私立高等学校等の収容定員に係る学則新旧対照表
- 資料 No. 3 北陸自動車学校の設置者の変更認可について
- 資料 No. 4 富山大原簿記公務員医療専門学校の目的の変更認可について
- 資料 No. 5 富山中部自動車学校の設置者の変更認可について
- 資料 No. 6 富山県私立学校審議会運営内規（案）について
- 参考資料 1 富山県私立学校審議会規程
- 参考資料 2 私立学校法（抜粋）、学校教育法（抜粋）
- 別冊資料 第3期富山県教育振興基本計画

議 長

今井 亜矢子
委員

上田 雅裕
委員

河合 敦夫
委員

黒崎 紫抄代
委員

里見 治美
委員

島田 好美
委員

須田 英克
委員

西館 有沙
委員

前川 俊朗
委員

森田 喜邦
委員

入
口

安田
主幹

岡本
部長

掃本
課長

藤井
係長

事 務 局

報道関係席・一般傍聴席

富山県私立学校審議会委員

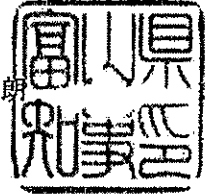
令和4年7月10日現在

氏名	現職	備考
井上春枝	(学) 本願寺学園徳風幼稚園副園長 県私立幼稚園・認定こども園協会理事	
今井亜矢子	(学) 荒井学園 高岡向陵高等学校 校長	新任
上田雅裕	(学) 鷹寺学園理事長 認定こども園太閤山あおい園・第三あおい幼稚園長 富山県私立幼稚園・認定こども園協会長 富山県私立幼稚園・認定こども園振興会理事 富山県私立幼稚園・認定こども園退職金社団理事	
河合敦夫	(学) 富山第一高等学校理事長 富山県私学振興会理事長 富山県私学退職金社団理事長	
黒崎紫抄代	元監査委員事務局長 (学) 富山国際学園事務局長・常務理事	
里見治美	(学) 富山音楽院理事長 県専修学校各種学校連合会監事	
島田好美	富山経済同友会教育問題委員会副委員長 (株) 島田商店 代表取締役	新任
須田英克	(学) 神通学館理事長 富山県私立中学高等学校協会長 富山県私学振興会理事	再任
中崎健志	富山県教育委員会 教育次長	新任
西館有沙	富山大学教育学部共同教員養成課程准教授	新任
前川俊朗	(学) 高南学園理事長 富山県専修学校各種学校連合会理事	
森田喜邦	前富山県総合教育センター所長 富山県立大学参与	新任

以上12名

富山県私立学校審議会
会長 中田 正幸 殿

富山県知事 新田 八朗



私立高等学校等の収容定員に係る学則の変更等の認可について（諮問）

このことについて、下記のとおり認可申請があったので、私立学校法第8条第1項の規定により、認可の可否について意見を求めます。

記

事 項	申 請 者	認可の 根拠規定
龍谷富山高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市赤江町2番10号 学校法人藤園学園	学校教育法 第4条第1項 学校教育法 施行令第23条 第1項第12号
高岡第一高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	高岡市戸出石代307番地3 学校法人高岡第一学園	
富山第一高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市向新庄町五丁目1番54号 学校法人富山第一高等学校	
高朋高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市東富山寿町一丁目1番39号 学校法人神通学館	
高岡向陵高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	高岡市石瀬281番地1 学校法人荒井学園	
新川高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について		
高岡龍谷高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	高岡市古定塚4番1号 学校法人清光学園	
富山国際大学付属高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市願海寺水口444番地 学校法人富山国際学園	
片山学園高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市東黒牧10番地 学校法人片山学園	
富山中部自動車学校の設置者の変更の認可について（継続審議）	富山市町村59番地 富山中部自動車学校	
北陸自動車学校の設置者の変更の認可について	高岡市中保75番地 北陸自動車学校	
富山大原簿記公務員医療専門学校 目的の変更の認可について	富山市桜町一丁目4番20号 学校法人富山大原学園	学校教育法 第130条第1項

私立高等学校等の収容定員に係る学則新旧対照表

現行	改正案	備考																		
<p>○龍谷富山高等学校学則 第1.5条 本校の入学定員、収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="456 1267 603 1995"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学科</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学定員</td> <td>普通科</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>収容定員</td> <td>普通科</td> <td>815</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 令和3年7月26日 定員及び収容定員の変更及び授業料、受検料の変更 この学則の一部変更は、令和4年1月1日から施行する。但し、授業料、受検料については令和4年度入学制より適用する。</p>	区分	学科	人数	入学定員	普通科	265	収容定員	普通科	815	<p>○龍谷富山高等学校学則 第1.5条 本校の入学定員、収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="456 365 603 1088"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学科</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学定員</td> <td>普通科</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>収容定員</td> <td>普通科</td> <td>795</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p> <p>附 則 令和4年 月 日 定員及び収容定員の変更 この学則の一部変更は、令和5年4月1日から施行する。</p>	区分	学科	人数	入学定員	普通科	260	収容定員	普通科	795	
区分	学科	人数																		
入学定員	普通科	265																		
収容定員	普通科	815																		
区分	学科	人数																		
入学定員	普通科	260																		
収容定員	普通科	795																		
<p>○高岡第一高等学校学則 第1.1条 本校の生徒収容定員は普通科785名とする。</p> <p>附 則 1. 令和4年度の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1278 1267 1425 1995"> <thead> <tr> <th colspan="2">単位(名)</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学定員</td> <td>普通科</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>収容定員</td> <td>普通科</td> <td>785</td> </tr> </tbody> </table>	単位(名)		令和4年度	入学定員	普通科	255	収容定員	普通科	785	<p>○高岡第一高等学校学則 第1.1条 本校の生徒収容定員は普通科760名とする。</p> <p>(同左)</p>										
単位(名)		令和4年度																		
入学定員	普通科	255																		
収容定員	普通科	785																		

2. この学則は令和4年4月1日から改正施行する。

附 則

1. 令和5年度の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

		単位 (名)	
		令和5年度	
入 学 定 員	普 通 科		245
収 容 定 員	普 通 科		760

2. この学則は令和5年4月1日から改正施行する。

○富山第一高等学校

第1.0条 本校の収容定員は、1,190名とする。

附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2. 令和3年度以降の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

収容定員 (普通科)	入学定員 (普通科)
<u>1,190</u> 名	395名

3. 令和3年度の授業料については、第2.5条の規定にかかわらず次の通りとする。

	1 学年	2 学年	3 学年
授業料 月額	32,000円	32,000円	31,000円

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2. 令和5年度以降の収容定員及び入学定員は、次の通りとする。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="199 698 252 1079">収容定員（普通科）</td> <td data-bbox="199 360 252 698">入学定員（普通科）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 698 316 1079">1,185名</td> <td data-bbox="252 360 316 698">395名</td> </tr> </table>	収容定員（普通科）	入学定員（普通科）	1,185名	395名
収容定員（普通科）	入学定員（普通科）				
1,185名	395名				
<p>○高朋高等学校学則</p> <p>第三条 部科及び課程の組織</p> <p>一 普通科とする。</p> <p>二 学年制による課程（以下、「学年制」という。）及び単位制による課程（以下、「単位制」という。）を置く。</p> <p>2 修業年限は、三カ年の全日制とする。</p> <p>3 収容定員は、三百三十名とする。</p> <p>附 則</p> <p>39 この学則の施行は、2022年四月一日からとする。</p> <p>但し、2022年4月1日から2023年3月31日迄における各年度の入学定員及び収容定員は、第三条第3項の規定にかかわらず次の通りとする。</p> <p>2022年度 入学定員 100名 収容定員315名</p> <p>40 この学則の施行は、2022年四月一日からとする。</p>	<p>○高朋高等学校学則</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>41 この学則の施行は、2023年四月一日からとする。</p> <p>但し、2023年4月1日から2024年3月31日迄における各年度の入学定員及び収容定員は、第三条第3項の規定にかかわらず次の通りとする。</p> <p>2023年度 入学定員 100名 収容定員305名</p>				

○高岡向陵高等学校学則

第4条 本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。

全日制の課程

学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別
普通科	3年	175名	530名	昼間

附 則

1. この学則は令和4年4月1日から施行する。

○高岡向陵高等学校学則

第4条 本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。

全日制の課程

学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別
普通科	3年	175名	525名	昼間

附 則

1. この学則は令和5年4月1日から施行する。

○新川高等学校学則

第4条 本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。

全日制の課程

学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別
普通科	3年	125名	390名	昼間

附 則

1. この学則は令和4年4月1日から施行する。

○新川高等学校学則

第4条 本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。

全日制の課程

学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別
普通科	3年	120名	375名	昼間

附 則

1. この学則は令和5年4月1日から施行する。

○高岡龍谷高等学校学則

第4条 本校の課程及び収容定員は次のとおりとする。

通常課程

普通科 第1学年	200名
調理科 第1学年	40名
計	240名
収容定員合計	745名

附 則

1. この学則は、令和4年4月1日から適用する。
2. 第4条については、この規定にかかわらず次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
普通科	145名	455名
調理科	40名	120名
計	185名	575名

○高岡龍谷高等学校学則

(同左)

(同左)

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から適用する。
2. 第4条については、この規定にかかわらず次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
普通科	145名	440名
調理科	40名	120名
計	185名	560名

○富山国際大学付属高等学校学則

第4条 本校の課程及び収容定員は次のとおりとする。

全日制課程普通科 755名

附 則(令和3年7月26日公布)

65 令和4年度における本校の入学定員及び収容定員は、次のとおりとし、第4条改正規定は令和4年4月1日から施行する。

区 分	年 度	4
入学定員	普通科	250
収容定員	普通科	<u>755</u>

附 則(令和4年3月29日公布)

66 第17条の改正規定と併せて、第18条・第19条・第20条・第6章表題・第22条の1・第22条の2・第23条の「保護者」とあるを「保護者等」令和4年度における本校の入学定員及び収容定員は、次のとおりとし、第4条改正規定は令和4年4月1日から施行する

○富山国際大学付属高等学校学則

第4条 本校の課程及び収容定員は次のとおりとする。

全日制課程普通科 750名

(同左)

附 則(令和4年 月 日公布)

67 令和5年度における本校の入学定員及び収容定員は、次のとおりとし、第4条改正規定は令和5年4月1日から施行する。

区 分	年 度	5
入学定員	普通科	250
収容定員	普通科	<u>750</u>

○片山学園高等学校学則

第6条 本校に全日制普通科を置く。

2 本校の学級編成及び収容定員は、次に掲げるとおりとする。

学年	学級数	収容定員
第1学年	3	110名
第2学年	3	110名
第3学年	3	120名
計	9	340名

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

○片山学園高等学校学則

第6条 (同左)

2 本校の学級編成及び収容定員は、次に掲げるとおりとする。

学年	学級数	収容定員
第1学年	3	110名
第2学年	3	110名
第3学年	3	110名
計	9	330名

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

私立高等学校等の収容定員に係る学則変更の認可について

私立高等学校令和5年度収容定員一覧

(単位 人)

学 校 名	学 科 名 (大学科・小学科)		令和5年度 収容定員	各学年定員			(参考) 4年度 収容定員	備考
				1学年	2学年	3学年		
不二越工業	工業	情報機械	415	140	140	135	415	認可申請なし (収容定員変更なし)
龍谷富山	普 通		795	260	265	270	815	
高岡第一	普 通		760	245	255	260	785	
富山第一	普 通		1,185	395	395	395	1,190	
高 朋	普 通		305	100	100	105	315	
高岡向陵	普 通		525	175	175	175	530	
新 川	普 通		375	120	125	130	390	
高岡龍谷	普 通		440	145	145	150	455	
	家庭	調理	120	40	40	40	120	
	計		560	185	185	190	575	
富山国際 大学付属	普 通		750	250	250	250	755	
片山学園	普 通		330	110	110	110	340	
合 計			6,000	1,980	2,000	2,020	6,110	

私立中学校令和5年度収容定員一覧

(単位 人)

学 校 名	学 科 名 (大学科・小学科)		令和5年度 収容定員	各学年定員			(参考) 4年度	備考
				1学年	2学年	3学年		
片山学園	普 通		240	80	80	80	240	認可申請なし (収容定員変更なし)

富山県私立高校在籍生徒数(各年4月1日現在)

「富山県教育関係職員録」(富山県学校生活協同組合編)より

(単位:名)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
不二越工業	1	106	151	182	118	123
	2	171	106	142	172	118
	3	121	162	98	137	168
	計	398	419	422	427	409
龍谷富山	1	264	299	187	255	251
	2	298	240	271	180	237
	3	240	287	230	262	176
	計	802	826	688	697	664
高岡第一	1	265	248	226	194	187
	2	248	255	241	218	192
	3	261	244	245	240	219
	計	774	747	712	652	598
富山第一	1	509	410	395	434	411
	2	483	499	409	387	430
	3	426	478	488	407	374
	計	1,418	1,387	1,292	1,228	1,215
高朋	1	70	56	84	99	70
	2	77	68	45	79	89
	3	73	79	63	48	81
	計	220	203	192	226	240
高岡向陵	1	228	170	187	168	212
	2	174	204	160	167	161
	3	152	161	195	145	154
	計	554	535	542	480	527
新川	1	113	109	99	69	119
	2	82	103	96	95	63
	3	78	75	102	95	92
	計	273	287	297	259	274
高岡龍谷	1	181	183	167	191	131
	2	187	175	171	163	186
	3	181	173	170	164	151
	計	549	531	508	518	468
富山国際 大学付属	1	331	270	241	284	277
	2	258	311	256	225	274
	3	298	247	301	248	215
	計	887	828	798	757	766
片山学園 高校	1	92	101	100	71	92
	2	106	87	97	96	70
	3	106	104	85	95	95
	計	304	292	282	262	257
私立高校計		6,179	6,055	5,733	5,506	5,418

片山学園 中学	1	68	99	78	71	63
	2	111	67	99	78	68
	3	107	109	65	98	77
	計	286	275	242	247	208

北陸自動車学校の設置者の変更認可について

資料No. 3

1 学校の目的	教育基本法及び学校教育法に従って、自動車に関する基礎知識並びに運転操縦を教育して、交通道德及び交通安全に貢献する有為な自動車運転者を育成する。																				
2 学校の名称	北陸自動車学校																				
3 位置	富山市高岡市中保75番地																				
4 変更の時期及び理由	(時期) 富山県知事認可の日から (理由) 旧設置者の辞任表明のため																				
5 設置者名	(新) 竹下 清和 (旧) 柴田 一人	※設置者が個人の場合教育に関する職見を有し、かつ、各種学校を運営するにふさわしい者 (各種学校規程第14条第2項)																			
		新設置者は、平成24年3月25日より(有)西高岡自動車教習所取締役として、北陸自動車学校の運営に携わっており、各種学校の設置者たる要件を十分に満たすと判断できる。																			
6 校長名	山田 和彦																				
7 経費及び維持の方法	授業料・入学金・施設設備資金・その他の収入をもって維持経営する。不足を生じた場合は設置者の負担とする。																				
8 学科別修業年限及び生徒定員	<table border="1" data-bbox="475 1205 1449 1464"> <thead> <tr> <th>課程・学科名</th> <th>教習期間</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型自動車科</td> <td>9ヶ月以内</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>普通自動車科</td> <td>9ヶ月以内</td> <td>100名</td> </tr> <tr> <td>大型特殊自動車科</td> <td>9ヶ月以内</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>大型二輪車科</td> <td>9ヶ月以内</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>普通二輪車科</td> <td>9ヶ月以内</td> <td>15名</td> </tr> </tbody> </table>			課程・学科名	教習期間	定員	中型自動車科	9ヶ月以内	15名	普通自動車科	9ヶ月以内	100名	大型特殊自動車科	9ヶ月以内	15名	大型二輪車科	9ヶ月以内	15名	普通二輪車科	9ヶ月以内	15名
課程・学科名	教習期間	定員																			
中型自動車科	9ヶ月以内	15名																			
普通自動車科	9ヶ月以内	100名																			
大型特殊自動車科	9ヶ月以内	15名																			
大型二輪車科	9ヶ月以内	15名																			
普通二輪車科	9ヶ月以内	15名																			
9 備考	1 設置認可年月日 昭和39年2月28日指令総第121号																				

1 学校の目的	本校は、教育基本法および学校教育法に従って、自動車に関する基礎知識並びに操縦の技能を教育して、交通運輸の要請に応ずることを目的とする。														
2 学校の名称	富山中部自動車学校														
3 位置	富山市町村59番地														
4 変更の時期及び理由	(時期) 富山県知事認可の日から (理由) 旧設置者の逝去のため														
5 設置者名	(新) 野村 栄一 (旧) 野村 實	<p>※設置者が個人の場合教育に関する職見を有し、かつ、各種学校を運営するにふさわしい者 (各種学校規程第14条第2項)</p> <p>新設置者は、校長として富山中部自動車学校の運営に携わっており、各種学校の設置者たる要件を十分に満たすと判断できる。</p>													
6 校長名	野村 栄一														
7 経費及び維持の方法	教習生が納める、入学金、授業料等により運営する。 不足が生じた場合は設置者の負担となる。														
8 学科別修業年限及び生徒定員	<table border="1" data-bbox="475 1205 1449 1384"> <thead> <tr> <th>課程・学科名</th> <th>教習期間</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車操縦課程 普通自動車</td> <td>9ヶ月</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>自動車操縦課程 大型二輪車</td> <td>9ヶ月</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>自動車操縦課程 普通二輪車</td> <td>9ヶ月</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>			課程・学科名	教習期間	定員	自動車操縦課程 普通自動車	9ヶ月	400	自動車操縦課程 大型二輪車	9ヶ月	40	自動車操縦課程 普通二輪車	9ヶ月	60
課程・学科名	教習期間	定員													
自動車操縦課程 普通自動車	9ヶ月	400													
自動車操縦課程 大型二輪車	9ヶ月	40													
自動車操縦課程 普通二輪車	9ヶ月	60													
9 備考	1 設置認可年月日 昭和39年6月22日														

富山県私立学校審議会運営内規（案） 継続審議

（目的）

第1条 この内規は、富山県私立学校審議会規程（以下「規程」という。）第15条に基づき、災害、感染症の流行その他やむを得ない事情（以下「緊急事態」という。）における富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（出退席の取扱い）

第2条 緊急事態の発生により会場に参集することが困難であると会長が認めるときは、会長を含む委員は、Web会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して審議会に出席することができる。

2 前項による出席は、規程第7条、第10条及び第13条に規定する出席に含めるものとする。

3 前2項の規定により出席した場合において、映像のみならず音声を送受信できなくなり、復旧の見通しが見つからないときは、当該委員は、その時から退席したものとみなす。

（確保すべき環境）

第3条 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

（書面審議）

第4条 緊急事態の発生により第2条第1項の規定による出席を含め対面による審議会の開催が困難であり、かつ、富山県知事からの諮問に対する答申を行うべき期日までに開催することが困難であると会長が認めるときは、書面で委員の意見を聴取できるとともに、規程第10条に規定する審議会の議決に代えることができる。

（雑則）

第5条 この内規に定めるもののほか、緊急事態時における審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この内規は令和4年 月 日から施行する。

富山県私立学校審議会運営内規 (案)

(目的)

第1条 この内規は、富山県私立学校審議会規程第15条に基づき、非常時の富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の成立)

第2条 予測不能な非常事態が発生したとき、あるいは委員からの申し出があった場合は、審議会への出席について通信会議（Web会議、テレビ会議等をいう。）を認めるものとする。

(会議の中止又は延期)

第3条 予測不能な非常事態が発生したときは、会長の判断により、開催を予定していた審議会を中止又は延期することができる。

(書面協議)

第4条 前条に規定する場合において、富山県知事からの諮問に対する答申を行うべき期日までに、再度審議会を開催することができない場合は、会長の判断により、委員の意見を書面で徴取することで、審議に替えることができる。

(答申)

第5条 前条に規定する場合において、会長は、私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）第15条の規定により議決に加わるのできない委員（以下「除斥委員」という。）を除く委員の過半数の一致した意見をもって、可否同数の場合は議長の決するところにより、審議会の意見とすることができる。

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、非常時の審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この内規は令和4年3月 日から施行する。

「規制改革実施計画」における押印・書面・対面を求める行政手続の見直しの趣旨を踏まえ、学校法人の理事会等の運営及び議事録の取扱いを明確化するとともに、「学校法人寄附行為作成例」を改正したので、お知らせします。

3 高私行第3号
令和3年6月25日

各文部科学大臣所轄学校法人理事長
各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長

理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱い並びに学校法人寄附行為作成例の改正について（通知）

私立学校法（昭和24年法律第270号）の明文規定が必ずしもない学校法人の理事会及び評議員会の運営や議事録に関する事項については、同法の解釈の範囲内において、各学校法人における寄附行為の定め（同法第30条第1項第6号及び第7号）や慣行に委ねられてきました。

このたび、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において押印・書面・対面を求める行政手続の見直しが要請された趣旨を踏まえ、理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱いについて、下記1から3までのとおり、私立学校法の趣旨を踏まえた適切な運用の明確化を図ることとしたので、お知らせします。また、それを踏まえ、別添1及び2のとおり、令和3年4月13日付け大学設置・学校法人審議会学校法人分科会決定により「学校法人寄附行為作成例（昭和38年3月12日私立大学審議会決定）」が改正され、その留意事項は下記4のとおりであるので、併せてお知らせします。

各文部科学大臣所轄学校法人においては、これらの趣旨を十分に御了知くださるようお願いいたします。各都道府県私立学校主管部課においては、これらの趣旨を十分に御了知の上、所轄の学校法人に対する助言その他必要な対応をお願いいたします。

記

1. 理事会の運営について

- (1) 理事会の議事を開くに当たっては、理事が出席して意見交換し、監事が出席して意見を述べることを求められ（私立学校法第36条第5項及び第37条第3項第7号）、理事会の目的事項たる議題につき提出された各議案について、単に議決を行うのではなく、監事の意見も踏まえつつ、理事が相互に意見交換を行うことを通じて法人の業務執行に関する意思決定が適切になされることが期待される

こと。このため、書面又は電磁的方法による理事の意思表示のみをもって、理事会の決議を行ったり省略したりすることは、想定されないこと。

- (2) その際、ウェブ会議、テレビ会議、電話会議等の方法により、各出席者の音声
が即時に他の役員に伝わり、適時的確な意見表明が可能であるなど、出席者が開
催場所に一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境が
確保されていると認められる場合には、理事会の開催場所以外の場所にいる役員
についても、理事会に出席しているものと取り扱って差し支えないこと。また、
開催場所以外の場所からの出席者については、その出席方法を当該理事会の議事
録に明記すること。
- (3) 上記(2)の方法によっても理事会に出席できない理事については、当該理事
会に提出される各議案(各理事が特別の利害関係を有するものを除く。)につい
て、寄附行為の定めるところにより、いわゆる白紙委任ではない形でできる限り
意思表示を事前に行うことが望ましく(平成16年7月23日付け16文科高第305
号文部科学事務次官通知)、特に利益相反取引に関する承認の決議については、
出席できない理事それぞれの意思表示の確認と議事録への記載を行うこと(私立
学校法第44条の2第3項第3号、寄附行為作成例第19条第3項)。これらの意
思表示は、書面によるほか、電磁的方法をもって行っても差し支えないこと。な
お、当該意思表示については、口頭での伝達をもって代えることのないようにす
ること。
- (4) 理事長又は監事が理事会を招集するため各役員に対して発出する、開催の場所
及び日時(上記(2)の出席方法を含む。)、目的事項たる議題、寄附行為で定め
る出席できない場合の上記(3)の意思表示の方法等に関する通知は、監事の職
務に照らし、その宛先に監事を含めること。当該通知は、書面によるほか、電磁
的方法をもって行っても差し支えないこと。なお、当該通知については、口頭で
の伝達をもって代えることのないようにすること。

2. 理事会の議事録について

- (1) 理事会の議事録は、書面によるほか、電磁的記録をもって作成しても差し支え
ないこと。
- (2) 書面をもって作成される理事会の議事録は、その真正性及び非改変性を担保す
る観点から、出席者全員による署名又は記名押印を行うこと。出席者のうちから
一定数の署名人を選出する取扱いとする場合には、特にその真正性及び非改変性
に疑義を生じさせることのないよう、署名人に監事を含めるとともに、署名人に
よる署名を行うこととし、記名押印とすることは想定されないこと。

このことは、各種法人等登記規則(昭和39年法務省令第46号)第5条で準用

する商業登記規則（昭和39年法務省令第23号。以下「準用商業登記規則」という。）の関係規定により定められた登記の申請方法を変更するものではないこと。例えば、準用商業登記規則第61条第6項第3号の規定により、理事会の決議によって理事長を選定したことについて変更の登記を申請する場合には、本通知及び各学校法人が定める寄附行為の規定にかかわらず、原則として出席した理事及び監事が理事会の議事録に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付する必要があること。

また、電磁的記録をもって作成される議事録の場合には、署名又は記名押印（署名人を選出する場合は、署名）に代えて、電子署名の措置を講ずること。

- (3) 上記(2)の電子署名とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいうこと（参考1）。

実際に電子契約サービスを活用するに当たっては、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」（令和2年7月17日付け総務省・法務省・経済産業省発出文書（参考2））及び「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法第3条関係）」（令和2年9月4日付け総務省・法務省・経済産業省発出文書（参考3））を参照すること。

- (4) 上記(1)から(3)までのほか、登記の申請を行うために必要となる理事会の議事録への押印又は当該議事録に代わるべき情報に電子署名の措置を講じたものについては、必要に応じて、準用商業登記規則の関係規定に従って、①書面申請の場合で当該議事録を書面で提出するときは、所定の印鑑証明書を添付し（同規則第61条第6項）、②書面申請の場合で当該議事録を電磁的記録で提出するとき、又は③オンライン申請の場合は、所定の電子証明書を記録する（②については同規則第36条第4項第2号、③については同規則第102条第4項又は第5項）こと。

上記②及び③の場合に用いることができる電子証明書の詳細については、以下の法務省ホームページを参照すること。

「商業・法人登記のオンライン申請について」のうち「第3 電子証明書の取得」
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html#05>

3. 評議員会の取扱いについて

評議員会の運営及び議事録についても、1及び2と同様に取り扱うこと。

4. 寄附行為作成例について

今般の寄附行為作成例の見直しの趣旨は、上記1から3までの私立学校法の趣旨を踏まえた理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱いに関する適切な運用を寄附行為上も明確化するものであること。

これらの取扱いは、寄附行為に定めなければ行うことができないという性質ではないところ、各学校法人においては、私立学校法の趣旨に沿った適切な取扱いを行うとともに、その具体的な取扱いに応じ、機会を捉えて、寄附行為作成例も参考に寄附行為の定めを明確化を図っていくことが望まれること。

添付資料

【別添1】 学校法人寄附行為作成例

【別添2】 学校法人寄附行為作成例 新旧対照表

【参考1】 電子署名及び認証業務に関する法律（抄）

【参考2】 「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」（令和2年7月17日付け総務省・法務省・経済産業省発出文書）

【参考3】 「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法第3条関係）」（令和2年9月4日付け総務省・法務省・経済産業省発出文書）

【連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係

電話：03-5253-4111（内線2533）

メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp

富山県私立学校審議会規程

第1条 この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）（以下「法」という。）第17条の規定により、富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 会長の互選は、無記名投票で行い、最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中に異議がないときは、第1項の規定による互選は、指名推薦の方法を用いることができる。

第3条 会長の任期は、2年とする。

2 会長が欠けるにいたったときは、前条の互選は次の会議において行う。

第4条 会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ審議会の議を経て指定した委員（以下「会長代理」という。）がその職務を代理する。

第5条 委員又は会長を辞職しようとするときは、会長（会長にあっては会長代理）を経て辞職願を知事に提出しなければならない。

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 前項の招集は、招集の日時・場所及び議題を記載した委員に対する告知により行う。

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第8条 審議会に出席することができない委員は、開会時刻までにその旨を会長に届け出なければならない。

第9条 会長は、会議の議長となる。

2 審議会が成立しない場合若しくは故障により会議を開くことができない場合において緊急の必要があると認めたとき又は予め審議会の指定を受けたときは、会長は、審議会の権限に属する事項を専決処分することができる。

3 前項の処分をしたときは、次の審議会に報告し、承認を得なければならない。

第10条 議事は議決に加わることができない委員を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第11条 採決は、起立の方法による。ただし、議長は必要と認めるときは、起立の方法を用いなくて、記名又は無記名の投票によることができる。

2 議長は、委員中に異議がないときは、前項の規定によらないで採決することができる。

第12条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、会長が審議会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して審議する場合
- (2) 公開することにより、審議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第13条 議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

第14条 会長の印を、次のように定める。

長	学	富
之	校	山
印	審	県
	議	私
	会	立

第15条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会在が定めた日（昭和25年4月13日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会在が定めた日（昭和63年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会在が定めた日（平成14年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会在が定めた日（平成27年1月20日）から施行する。

○私立学校法（抜粋）

（昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号）
最終改正：令和元年六月一四日法律第三十七号

（私立学校審議会等への諮問）

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

（第2項略）

（議事参与の制限）

第十五条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

○ 学校教育法（抜粋）

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）
最終改正：令和元年六月二六日法律第四十四号

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第八十二条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

（第二号～五号略）

○ 学校教育法施行令（抜粋）

（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）
最終改正：令和元年六月二十八日政令第四十四号

第二十三条 法第四条第一項（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

（第一号～十一号略）

十二 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

2 （略）